

働きかけていきます。

事業者においては、その多くで従業員に対し環境教育等を実施していますが、定期的な環境教育等を行っている事業者は多くはなく、また、中小規模の事業者では十分に行われていない現状にあります。また、環境法規の遵守に必要な知識の教授だけでなく、事業者の社会貢献や社会的責任として環境問題に積極的に取り組むため、従業員に必要な知識、判断能力、意欲を高くむとの観点から環境教育等が必要になっています。これを支援するため、従業員向けの環境教育等に関しノウハウが不足している事業者に対して、共通的な環境教育プログラムを作成して提供します。また、事業者の環境教育プログラムの作成に必要な情報提供を進めます。

#### イ. 環境に関するボランティア活動の促進

政府として、職員が環境に関するボランティア活動に取り組むことを支援するため、研修を充実するとともに、環境に関するボランティアについての情報提供を行い、年次休暇を活用したボランティア活動を促進します。

また、独立行政法人等や地方公共団体において、職員が年次休暇やボランティア休暇を活用して環境に関するボランティア活動へ参加しています。政府は、こうした制度の活用について働きかけていきます。

事業者は、自らボランティア活動等の社会貢献活動に取り組んだり、その従業員が社会貢献活動に参加しやすい職場の環境づくりに取り組むことが求められています。このため、事業者、従業員、こうした従業員を受け入れる民間団体等それぞれの意識を高めたり、休暇制度やインターン制度等を活用し、従業員がボランティア活動に参加しやすいような仕組みを工夫する必要があります。政府としては、ボランティアに関する情報提供、普及啓発、積極的な取組事例の表彰等を通じて、ボランティア活動の促進を図ります。

#### ウ. 情報の提供、表彰

環境省は、従業員向けの環境教育等に関して助言や指導を行うことができる人材を環境カウンセラーとして登録、公表します。その他、民間団体、事業者、政府、地方公共団体等が育成又は認定している環境保全に関する指導者の中には、事業者が従業員向けに行う環境教育等に活用できる人材も多いことから、そのような情報についても広く提供します。

また、積極的に従業員向けの環境教育、環境保全の意欲の増進、環境保全活動の支援を行っている事業者に対し、表彰その他により支援します。

#### ③ 人材育成、人材認定事業の登録及び情報提供

#### ア. 民間団体、事業者等の人材育成、人材認定事業の登録制度

民間団体、事業者等の人材認定等事業の社会的信頼性を高めること、環境教育等の指導者に関する情報を入手しやすくすることが求められています。法に基づいて、人材認定等事業の登録制度の適切な運用をしていきます。

この登録制度の対象となる事業は、本来、自発的に行われてきた事業であり、民間ならではの創意工夫により、社会のニーズに対応して事業が展開されています。こうした民間ならではの良さを損なうことのない運用を図ります。

学校や社会教育等の環境教育の現場においては、信頼に足る人材についての情報が欲しいという要望があります。このため、登録制度では、指導者を育成する上で必要最低限のレベルを有している事業であって、公正かつ継続的な運営を行っているものを登録の対象とし、現場に提示していきます。登録された事業に関し、その事業の内容、事業により育成又は認定される人材の有する技術の内容やその程度等の情報について分かりやすく、かつ、適切に情報提供を行うことにより、教育現場の判断の材料を提供します。

また、制度の運用に当たっては、主務大臣である環境大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣は、緊密に連携していきます。

#### イ. 人材育成、人材認定事業に関する情報提供等

民間団体、事業者、政府、地方公共団体等により行われている多様な人材認定等事業、作成されている人材育成のプログラムについては、その情報が十分に整理されてはいません。そこで、人材認定等事業者や人材育成プログラム等に関する情報を収集、整理、分析して体系的なデータベースを構築し、インターネットを通じて提供します。

また、人材育成プログラムの質の向上を図るため、求めに応じて必要な助言を行います。

#### ④ 拠点機能整備

#### ア. 政府の拠点機能整備

環境省と国連大学が設置した地球環境パートナーシッププラザは、平成8年(1996年)から各主体間のパートナーシップの促進、民間活動の支援のほか、情報提供の拠点としての活動を行ってきました。近年、民間活動が活発化し、社会的に認知されてきたこと、民間活動を支援する施設が官民により各地に設置されてきたことを踏まえ、先進事例の紹介、各主体間の連携促進のための意見交換会の開催等に取り組んでいきます。

また、地球環境パートナーシッププラザと連携し、地域のパートナーシップづくりの支援拠点を地方環境対策調査官事務所ごとに設置していきます。その際には、施設やサービ

スの内容や運営方法について地域の住民、民間団体、事業者、地方公共団体等と十分に話し合いながら進めます。地域の民間団体等と協力した運営方法の採用を図るとともに、地域の各主体間のネットワークづくりを通じて、住民、民間団体、事業者、行政等が幅広く参画することで、協働を促進するような拠点としていきます。

このほか、拠点の機能の強化の観点から関係府省の地方支分部局等では、環境教育等に関する情報の収集や提供を行うほか、事業を実施する際に民間団体等との協力を推進します。また、子どもの水辺サポートセンターや防災ステーション等における環境教育等の支援機能の整備を進めます。

現在、各地にある青少年教育施設、森林、自然公園、都市公園、河川、湖沼、海岸、港湾、漁港、農地等でも、環境保全活動や環境教育等を行っていることから、こうした拠点の充実や機能強化、拠点間の連携を図り、効果的な支援を進めていきます。

さらに、周辺地方公共団体が整備した拠点、公民館、学校、博物館等の文教施設、民間団体や事業者等が設立又は運営している環境学習施設、自然体験活動を行う各種の施設、全国・都道府県地球温暖化防止活動推進センター、民間団体等を支援するための施設、見学を受け入れている工場等各種拠点との連携の強化や役割分担を図っていきます。

#### イ. 地方公共団体の拠点機能整備に対する支援

地方公共団体が拠点機能整備をする際に、拠点の整備や運営に関して必要な支援に努めます。例えば、各地の拠点において蓄積された経験を踏まえ、適切な運営についてのマニュアル等を整備し、また、メーリングリスト等を活用して拠点を運営する地方公共団体の担当者との情報交換を緊密に行い、地方公共団体の拠点が有効に運営されるよう支援を行います。

また、地球環境パートナーシッププラザ等関係府省の拠点や民間団体等の拠点との連携を図ることができるよう、拠点のリストを作成し、インターネット等による情報交換の支援を図っていきます。さらに、拠点を効果的に運営できるよう、環境調査研修所や地球環境パートナーシッププラザにおいて研修を様々な形で開催し、地方公共団体の拠点を担う人材を育成していきます。特に、こうした拠点では住民、民間団体、事業者、行政等とのパートナーシップづくりを促進できるようにコーディネーターの存在が不可欠であり、こうした人材の育成に取り組めます。

#### ⑤ 国民、民間団体、事業者による土地等の提供に対する支援

個人や事業者等が環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育のために自らの土地を提供することは、民間団体等の取組を支える基盤となります。

優れた自然が残されている土地について、民間団体等が、所有者から寄附や贈贈等の形で譲り受け、買い取り、又は所有者と賃貸借協定を結ぶナショナルトラスト活動が進められているほか、事業者による展示施設や社有林の提供といった取組が進められています。このような土地等は、多くの場合、自然観察会やエコツアー等自然体験の場として活用されています。ナショナルトラスト活動等民間団体等が行う取組では、土地の取得や管理のために必要な資金の確保が大きな課題となっています。資金を確保するためには、全国的な支援の輪が広がることが必要ですが、民間団体等の取組の多くはその地域周辺の住民にしか知られていません。

一方、事業者は、工場等の施設に見学者を受け入れ、環境教育を行っています。ものづくりやサービス提供等の現場の見学、事業の経験に基づいて実施される環境教育により、見学者、事業者の双方で、事業活動と環境の関係について学び、理解を深めることが期待されます。

事業者等による土地や建物の提供、施設の活用においては、事業者等側には土地や建物等を保全、管理し、安全を確保しながら自然体験や環境学習等を効果的に行うノウハウや資金が不足していることが課題となっています。

こうした課題を踏まえ、民間団体等によるナショナルトラスト活動等や事業者による土地や建物の提供、施設の活用について、その拡大を図るため、取組について幅広く情報提供等を行い、支援の輪を広げていきます。また、土地や建物等を保全、管理し、安全を確保しながら自然体験や環境学習等を効果的に行うノウハウを持った民間団体等との連携を促す仕組みについて検討を進めます。

また、税制上の優遇措置、「都市緑地保全法」等に基づく管理協定、「自然公園法」に基づく風景地保護協定、「森林法」に基づく施業実施協定等により土地等の提供が更に進むよう、地方公共団体や特定非営利活動法人(NPO法人)、土地所有者等と連携し、支援の仕組みの効果的な活用を図ります。

さらに、都市緑地保全法に基づく緑地保全地区の指定、「首都圏近郊緑地保全法」及び「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づく近郊緑地特別保全地区等の指定を推進することで、土地所有者等が保全を望む緑地について、地方公共団体やNPO法人等の緑地管理機構による土地の取得や管理協定の締結の促進を図ります。

近年、民間団体等が環境保全活動を支援するための拠点を整備する事例が見られます。政府は、このような「民設民営」の拠点についても、その自発性を尊重しつつ、連携、協力し、適切な役割分担を図って、全体として効果的な支援が進むよう努めていきます。

#### ⑥ 各主体間の連携、協働の在り方の周知

連携や協働、さらに、パートナーシップという言葉は、様々な場面で使われるようになりました。効果的な連携、協働のためには、各主体の間で、連携、協働の進め方や実現される目標がしっかりと共有されることが不可欠です。このような課題に対し、連携、協働の

指針やガイドラインの策定が地方公共団体等により進められています。連携、協働の経験を蓄積し、効果的な実施のための考え方を共有していくことが必要です。

政府は、自らの又は地域における協働取組の事例、地方公共団体の連携、協働の指針等について調査し、結果を提供します。また、環境保全に関する協働取組の在り方について共通理解が広まるよう検討し、実践の場を通じた取組を進めます。

協働取組を広げていくためには、コーディネーターやファシリテーターといった人材が不足しており、その育成が大切です。政府は、人材の育成を進めるとともに、人材を育成又は認定する民間事業について、人材認定等事業の登録制度を活用しながら、情報の収集とその提供を行います。

#### ⑦ 情報の積極的公表

環境問題への取組を進める上では、参画する各主体間で必要な情報を共有することが不可欠です。このため、必要な情報を有する主体は、その情報の提供、共有に積極的に努めなければなりません。

また、公表される情報は、難解であり、又は情報量が多すぎるため、特に国民や民間団体、子どもが十分に理解できない場合があるという課題があります。また、情報が公表される時期や範囲も取組を進める上で適切なものでなければなりません。

政府としては、情報の積極的な公表について、以下のように取組を進めていきます。

#### ア. 政府の保有する情報の積極的公表

政府が保有する環境保全に関する情報については、正確で網羅的な情報をインターネットを通じて提供し、また、各種の白書、調査報告書等により、分かりやすく積極的に公表していきます。

これらの情報の公表に当たっては、広く環境保全の意欲の増進や環境教育の現場にまで迅速に伝わるよう民間団体、人材認定等事業を行う登録民間団体等、地域に整備する拠点、環境カウンセラーや化学物質アドバイザー等の人材、報道機関等に対して、積極的に情報提供します。

情報については、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等のマスメディアやインターネットを通じて効果的な伝達に努めます。また、ワークショップ、舞台芸術、コンサート等の直接人と人が参加する場を通じて普及啓発等を行う民間団体等と協力して、効果的な情報の伝達を進めます。

特に子どもに対しては、関係府省が行う子どもを対象とした見学会、環境月間等で催される行事、パンフレット等を活用し、分かりやすく、興味を抱けるような形で情報を公表していきます。

#### イ. 公表された情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供

国民、民間団体、事業者等が公表した情報については、地域の拠点等を通じて、収集し、整理した上で、結果をインターネットや地域の拠点等を通じて広く提供していきます。また、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）」に基づき一定の公的法人による環境報告書の作成、公表を進めるとともに、環境報告書に関する事業者の自主的な取組を、環境報告書の利用の促進、信頼性の向上の観点から支援します。

#### ⑧ 国際的な視点での取組

環境保全の意欲の増進、環境教育は、国際的な視点からも取り組む必要があります。持続可能な開発のための取組は、地球サミットで提示されたように先進国、開発途上国双方の課題です。地球サミットの10年後の2002年（平成14年）に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）」において、我が国は、持続可能な開発のためには「人づくり」が大切であることを世界に主張しました。また、我が国が主導して、国連で2005年（平成17年）から始まる10年間で「国連持続可能な開発のための教育の10年」とすることが決議されたことを受けて、国内外で実施する取組の内容の検討等準備が進められています。

また、環境保全に自ら積極的に取り組む上で、国内だけでなく国際的な視野に立ち、世界と手をつなぎ協力していくことが必要であり、こうした協力は、互いの取組を学び合う良い機会となります。また、アジア協力対話(ACD)や国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)の枠組みを活用し、環境教育に関する対話や地域レベルの協力を推進します。

我が国は、国際的な動きを踏まえ、国内で環境教育等に適切に取り組むとともに、我が国の経験をいかし、国際的な協力を様々なレベルで進め、持続可能な開発のための教育のあるべき姿を国際的に発信していきます。

#### ア. 国際的な動きを踏まえた国内での対応

政府は、「国連持続可能な開発のための教育の10年」の推進に向けて国内の対応を進めていきます。持続可能な社会づくりのためには、開発教育、福祉教育、多様な文化や歴史についての教育、平和教育、人権教育等幅広い分野の教育と連携しながら環境教育を進めていく必要があります。政府は、地方公共団体や民間団体等と緊密に連携しながら、持続可能な開発のための教育の概念について整理し、長期的な推進計画等を検討していきます。

リオ宣言においては、環境関連情報の適切な入手、国民、民間団体、事業者等の行政の意

思決定過程への参加等が明示されました。これを受けて、国連機関が主導して具体的な社会の仕組みづくりが進んでいる地域もあります。ヨハネスブルグ・サミット等では、民間団体、事業者等の参加が重要なものとして位置付けられました。こうした流れを受け、我が国でも民間団体や事業者等の活動を環境政策の中に位置付け、その基盤の整備に積極的に取り組んでいきます。

#### イ. 国際社会との協力

政府は、「国連持続可能な開発のための教育の10年」の趣旨を踏まえ、国際機関と必要な協力を図るとともに、開発途上地域に対する環境協力において、人づくりの視点を重視し、現地の持続可能な発展を担う人材を育成するため、環境教育の強化のための支援に関する取組を実施していきます。その際には、現地の事情に精通した民間団体等との連携を図りながら、現地のニーズを十分に把握し、持続可能な社会づくりを念頭に協力の内容、手法を検討し、効果的な実施に努めます。

また、独立行政法人環境再生保全機構の地球環境基金、外務省のNGO事業補助金や無償資金協力、日本郵政公社の寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金や国際ボランティア貯金の寄附金、社団法人国土緑化推進機構の緑の募金等開発途上地域で環境協力を行っている民間団体に対する既存の支援策を引き続き活用するとともに、支援策の充実及び強化を図ります。

### 3. その他の重要事項

#### (1) 各主体間の連携、協力

##### ① 政府と国民、民間団体、事業者との連携、協力

国民、民間団体、事業者の自発的な取組が、環境の保全において大きな役割を果たすことを踏まえ、環境保全に関する施策その他の持続可能な社会の構築に関連する施策の策定や実施に当たっては、パブリックコメント、公聴会、意見交換会等により環境保全に取り組む国民各界各層の意見を聴く機会を設けたり、様々な主体との間で経験や考え方を共有するための対話を進めるなど、国民、民間団体、事業者との連携に留意します。

このような政府と国民、民間団体、事業者との連携、協力に当たっては、自発性を尊重し、適切な役割分担を図るとともに、国民、民間団体、事業者が参画して連携の在り方の評価、改善を行うことにより、連携、協力のより良い方法について検討を進めます。

##### ② 政府と地方公共団体との連携強化

地方公共団体の担当者を対象として開催する会議や地域の拠点を活用し、緊密な情報交換を行い、地方公共団体との連携を更に強化していきます。

地方公共団体との連携を図る際には、地方公共団体内でも環境部局と教育部局をはじめ、市民、農林水産、経済、都市、土木、交通部間横の連携が図られるよう、関係府省が連携して適切な配慮を行うよう努めます。

特に、住民に近く環境教育等について大きな役割を果たしている市区町村や学校との情報交換や連携の更なる強化に努めます。

法に規定されている理念や事項にのっとり、都道府県及び市区町村は、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めること、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する計画や方針を作成するよう努めることとされていますが、各地方公共団体間で施策や計画等について情報交換が行われることが必要です。また、計画や方針の策定、施策の実施や評価において、幅広く意見を聴取するなど、住民が参加する仕組みを設けること等開かれた政策決定過程や運営に取り組むことが期待されており、政府は、先進事例等に関する情報交換の場の提供や情報提供を進めます。

##### ③ 関係府省の連携強化

関係府省連絡会議を開催し、緊密に情報を交換することで、関係府省の連携を強化して、法の適切な運用を図っていきます。

#### (2) 法の施行状況についての検討、見直しの準備

環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育に関する各種施策について、毎年の進展状況とそれによる効果等について必要な調査を行います。また、施策の進展状況を判断するための指標の在り方等についても検討します。これらの結果について評価し、公表するとともに、施策の改善に向けて、国民各界各層の意見を聴きながら検討を行います。その検討結果を基に、法の施行後5年を目途に、本基本方針の改定等必要な措置を講じます。